

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年6月4日

支出負担行為担当官

仙台管区気象台長 大林 正典

1 当該招請の主旨

本業務については、すでに運用している津波観測施設の点検及び調整を行うものであるが下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公示を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 津波観測施設点検及び調整
- (2) 業務内容 既存の津波観測施設（検潮儀、津波観測計、巨大津波観測計、津波データ送信装置及び衛星通信装置）の機能を維持し、観測精度の維持を図るための点検及び調整を行う。
- (3) 履行期限 平成31年1月31日（木）

3 業務目的

津波観測施設の点検及び調整を行うことで、安定した機能を維持し、津波の観測及び津波に関する情報の適切かつ迅速な発表に資することを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 仙台管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

津波観測施設が、津波観測及び津波防災上極めて重要な機器であることを理解し、業務に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

既存の検潮儀、津波観測計、巨大津波観測計、津波データ送信装置及び衛星通信装置の

性能・機能の仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような作業を行う技術を有すること。また、機器の試験及び調整を行う設備を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務を実施するうえで必要とされる行政的な見地に立ち、公平かつ中立的な立場で業務を実施できること。

(5) 守秘性に関する要件

① 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検、調整、動作確認を完了する体制を有すると共に、作業履行後に発生した不具合等について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

電波式及び水圧式のセンサーを用いた観測装置やTCP/IPによるデータ送信装置の点検・調整作業の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15
仙台管区気象台総務部会計課第二契約係
電話 022-297-8101 F A X 022-295-1057

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年6月4日(月)から平成30年6月13日(水)(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年6月14日(木)17時まで(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。

(3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。